

平成20年 第8回

教育委員会臨時会会議録

平成20年10月28日（火）

港区教育委員会

港区教育委員会会議録

第2268号

平成20年第8回臨時会

日 時 平成20年10月28日(火) 午前10時00分 開会

場 所 教育委員会室

「出席委員」	委員長職務代理	小 島 洋 祐
	委 員	南 條 弘 至
	委 員	半 田 吉 恵
	教 育 長	高 橋 良 祐

「欠席委員」	委 員 長	澤 孝一郎
--------	-------	-------

「説明のため出席した事務局職員」	次 長	川 畑 青 史
	参 事	山 本 修
	学校施設計画担当課長	野 澤 靖 弘
	学 務 課 長	安 部 典 子
	生涯学習推進課長	佐 藤 國 治
	図書・文化財課長	森 信 二
	指 導 室 長	加 藤 敦 彦

「書 記」	庶務課庶務係長	岡 田 圭 子
	庶 務 課 庶 務 係	常 盤 茂

「議題等」

第1 会議録の承認

第2263号 第6回臨時会(20年7月29日)

第2264号 第8回定例会(20年8月5日)

第2264号 第8回定例会(20年8月5日)(秘密会)

第2 審議事項

1 平成20年第4回港区議会定例会提出予定案件

(1) 議案第50号 港区立学校設置条例の一部改正について

2 議案第52号 港区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部改正について

3 議案第53号 港区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部改正について

4 議案第54号 港区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部改正について

5 議案第55号 港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の

一部改正について

第3 教育長報告事項

- 1 小中一貫校調査報告書について
- 2 学校給食費について

「開 会」

○小島委員 平成20年第8回港区教育委員会臨時会を開会します。澤教育委員長から、所用のため欠席届が提出されております。委員長職務代理者として、司会進行を務めさせていただきますのでよろしくお願いします。

(午前10時00分)

「会議録署名委員」

○小島委員 本日の署名委員は南條委員にお願いします。

第1 会議録の承認

第2263 第6回臨時会（20年7月29日）

第2264 第8回定例会（20年8月5日）

第2264 第8回定例会（20年8月5日）（秘密会）

○小島委員 それでは早速、日程に入ります。

日程第1、会議録の承認でございます。第2263号 平成20年7月29日開催第6回臨時会、第2264号 平成20年8月5日開催第8回定例会、第2264号 平成20年8月5日開催第8回定例会（秘密会）、承認ということでよろしゅうございますか。

(異議なし)

○小島委員 では、承認ということにいたします。

第2 審議事項

1 平成20年度第4回港区議会定例会提出予定案件について

(1) 議案第50号 港区立学校設置条例の一部改正について

○小島委員 続きまして日程第2、審議事項。

まず第1番目、議案第50号 平成20年第4回港区議会定例会提出予定案件 港区立学校設置条例の一部改正について、学務課長、お願いします。

○学務課長 それでは、審議資料ナンバー1になります、議案第50号 港区立学校設置条例の一部改正についてでございます。

2枚おめくりいただきますと新旧対照表が出てまいります。白金台幼稚園が12月に竣工いたします。今仮園舎にありますが、本園舎の方に移転するという趣旨の内容でございます。そのため住所の変更が改正内容になっております。施行時期ですが、「教育委員会規則で定める日から施行する」としてありますが、引っ越しは12月26日を予定しております。25日までが子供たちは通ってまいりますので、それが終わり次第準備を始め、26日に引っ越し、3学期からの使用開始という形になります。そういった日程で進めてまいりたいと思いますので、具体的な日にちについてはまた規則の方で決めていきたいと考えております。よろしくご審議の上、ご検討いただきますようお願いいたします。以上です。

○小島委員 ただいまの学務課長の説明に対して、何かご質問のある方、どうぞ。

本件は白金台幼稚園が元の住所に戻ることですので、これでよろしいですか。

○教育長 中身について説明してください。

○学校施設計画担当課長 随分前にご報告差し上げたかと思うのですが、いよいよでき上がるということで完成予想図をお返しします。その中に例としては具体的に入っていないのですが、工事の中でレリーフとステンドグラスをつくるようになっています。そのデザインが決まってきましたので、子どもたちの卒業制作の絵などを参考にしまして、それをレリーフ調に仕上げたものと、ステンドグラスのデザインの検討中といいますか最後の資料もありますので、それも一緒にお返しします。

レリーフの中に、後ほどお返しいたしますが、ちょうど入り口から見るとこのような感じになります。そこに色の違うところにはめ込みパーツが50個ほどありまして、1学年ふえて最大25クラスになりますから、2年分を子どもたちの卒業制作かなんかでつくった作品を入れて、それを1年ごとに差しかえていくと。差しかえたものは卒業して1年後になりますか、それを卒業生の方々に、2年間いらっしゃいますから2年後になるのですけれども、また記念にお渡しすると。片方卒業すると2組ありますから、こちらが卒業すると次の卒業生が入ってくる。こっちがまた入れかわるという形で毎年毎年2年間は卒園生の作品がレリーフの中に組み込まれるという仕掛けを考えましたので、お返しいたしますのであわせてご覧になっていただければと思います。

建物の方も竣工1カ月前で内装から外装までほぼでき上がりましたので、できれば機会を見つけてご案内差し上げたいと思っていますので、事務局の方で日程を調整しまして、それをまた別途ご連絡差し上げますので、よろしくお願いいたします。

○小島委員 もう一度、ただいまのご説明に対して何かご質問ございますか。

○南條委員 ございませんけれども、楽しみにしております。

○小島委員 森の部分は余り変わっていない、昔のままですか。

○学校施設計画担当課長 少し変わっています。立ち木を残したままですので、今の遊具のイメージを生かしながら森の中で遊べるような遊具をこの中に三つ、四つ組み込まれた形になっています。

○南條委員 水遊びできるようなスペースは？ 例えば夏場なんかの水遊び、水浴びぐらいの。

○学務課長 幼稚園では、夏場は組み立て式のプールを、かなり大きなものをつくるようにしていますので、それがございます。

○学校施設計画担当課長 あともう一つ、この辺に今も観察池みたいなものがあるのですが、大きめのビオトープです。余り浄化するような池ではないのですが、自然の水たまりをつくって、カエルですとかメダカですとかそういうのを、この森のちょうど斜面の手前に1カ所つくれるような準備はしております。

○教育長 なかなか立派な建物で、夢のある……

○南條委員 すごいですね。

○小島委員 すごいね。

○学校施設計画担当課長 この辺の茶色のはほとんど木材です。外にこれだけできますので、中も

かなり普通の家より木材が多い。

○教育長 あきる野の間伐材を使っているのではないですか。

○学校施設計画担当課長 そうです。

○南條委員 やっぱり。あきる野の間伐材。

○学校施設計画担当課長 節が残っているのですけれども、普通ですと無節といって高いのを買っているんですが、そうではなくて、あきる野の間伐材ですから環境にも配慮した材料を使っているということです。

こちらの材料はゼネコンが調達してくるのではなくて、区側があきる野市といいますか、多摩4市、町もありますが、林業組合がありまして、こちらから直接買い付けをして、それを材料として支給するという形です。

○南條委員 支給ですね。

○小島委員 わかりました。それでは、先へ進めてよろしいですか。

これより採決に入ります。

議案第50号について、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○小島委員 ご異議なきものと認め、議案第50号については原案どおり可決することに決定いたしました。

(2) 議案第51号 港区立図書館指定管理者候補者について(秘密会)

○小島委員 続きまして、議案第51号 平成20年第4回港区議会定例会提出予定案件、港区立図書館指定管理者候補者についてということでご審議いただくわけですが、この件につきましては契約前の案件に当たるため、非公開とさせていただきたいと思います。

これより秘密会に入りたいと思いますが、よろしゅうございますか。

(異議なし)

○小島委員 それでは、秘密会に入ります。まことに申しわけございませんが、傍聴の方の退室をお願いします。なお、議案が終わり次第またご案内いたしますので、ご協力のほどよろしくお願いします。

2 議案第52号 港区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部改正について

○小島委員 傍聴の方、ご協力いただきましてありがとうございます。

続きまして、港区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部改正について、参事、お願いします。

○庶務課長事務取扱 参事 それでは、議案第52号 港区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部改正について説明をさせていただきますけれども、これ以降の議案に関連しますので、説明の中身につきましては、議案第52号、第53号、第54号、第55号、いずれも同一の理由での規則改正になりますので、一括説明ということでご説明させていただきたいと思います。まず議案

第52号をお開きいただきたいと思います。

幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部改正でございます。新旧対照表がございますので、それをご覧いただきたいと思います。上段が改正案、下段が現行ということでございます。サイドラインが引いてあるところが改正の部分でございます。ご覧いただいておりますのとおり、下段の公益法人等という部分が全て公益的法人等というふうに「的」が入っているという改正の中身でございます。以下、議案53号の新旧対照表、議案54号、議案55号の新旧対照表、それぞれ公益法人が公益的法人ということで、引用する法律名が変わっているということでございます。

これにつきましては、前回教育委員会で条例改正ということでご説明をさせていただいた内容のとおりでございます。国の方では平成20年12月1日から公益法人改革に伴いまして、法整備の法を施行してございます。今後5年間の間で現在の財団法人と公益法人が法律上の移行の措置がございます。これに伴いまして現行の公益法人が制度改正後には公益的法人ないしは公益法人ということで中身が変わるものでございます。

主要内容でございます。現在民法34条の規定に基づいて制定されている社団法人及び公益法人がございますけれども、これは各所管の官庁がそれぞれの判断で設立ができるということでございましたけれども、平成20年11月1日から制度が施行されまして、5年間の間で現在の民法34条で設置される法人が、それぞれ認定法人あるいは認可法人ということで設立の根拠法令が変わってくる中身でございます。全体で50%以上の公益簡条があれば、公益社団法人あるいは公益財団法人ということで認定されます。50%以下であれば認可法人ということで、一般社団法人、一般財団法人ということで公益的法人という形になります。この二つが一つの法律で整備をされていることから、公益的という表現に法律の名称が変わってくるものでございます。説明は以上でございます。

○小島委員 ただいまのご説明に対して、何かご質問ございますか。

国の法律が整備されて公益法人と公益的法人とに分かれる。要するに全体を公益的法人と称するということですので、この法整備に基づく改正ですから、このとおりでよろしいかと思いますが、よろしいですか。

(異議なし)

○小島委員 それでは採決に入りたいと思います。

まず、議案第52号について、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

3 議案第53号 港区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部改正について

○小島委員 それでは続きまして、港区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部改正について。改正の理由については、ただいま参事からご説明ありましたが、何かご質問ありますか。理由は先ほど述べたとおりですので、これより採決に入ります。

議案第53号について、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○小島委員 ご異議なきものと認め、議案第５３号については原案どおり可決することに決定いたしました。

４ 議案第５４号 港区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部改正について

○小島委員 続きまして、港区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部改正について。この議案についても先ほどと同様の改正ですので、何かご質問ございますか。特になければ採決に入ります。

議案第５４号について、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○小島委員 ご異議なきものと認め、議案第５４号については原案どおり可決することに決定いたしました。

５ 議案第５５号 港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部改正について

○小島委員 続きまして、港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部改正について、この件についても先ほどと同様の改正の理由ですので、よろしいですか。

それでは採決に入りたいと思います。

議案第５５号について、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○小島委員 ご異議なきものと認め、議案第５５号については原案どおり可決することに決定いたしました。

第３ 教育長報告事項

１ 小中一貫校調査報告書について

○小島委員 それでは、続きまして日程第３、教育長報告事項に入ります。

まず第１番目、小中一貫校調査報告書について、参事、お願いします。

○教育施策担当課長事務取扱 参事 お手元の委員会配布資料、赤い方の資料ナンバー１をご覧ください。また本日、席上で小中一貫教育調査報告書冊子がございますので、これとあわせて報告させていただきます。

小中一貫教育につきましては、実は現行の基本計画の中で既に触れているところでございます。現行の基本計画につきましては、平成１８年度から平成２０年度までの３年間の計画ということで整備されておりますけれども、今から４年前にこの基本計画の策定が行われたわけでございます。小中一貫校については教育委員会の中では今後の課題ということで議論されてきたという経過がまずございます。それから区長の施政方針の中で小中一貫校の開設ということを述べております。これに基づいて本日の報告に至るわけでございます。

本年度小中一貫教育の基礎的な調査ということで、4月から10月まで調査をまいりました。昨年の教育委員会の中での議論を踏まえまして、小中一貫教育の予算要望をしてきたことの結果でございます。お手元の業務報告書の概要版がございますので、これをご覧いただきたいと思います。本編とあわせてそれぞれお開きいただければと思っております。

まず第1章でございます。これは3ページと4ページをお開きいただきたいと思います。小中一貫教育につきまして、小中連携教育とかいろいろと文言がございますので、まず3～4ページで用語の定義と調査の範囲ということを明確にしております。特に文言の部分でございますけれども、教育課程の連携、それから学校行事・部活動等の連携、生徒指導等の連携を講義の連携あるいは教育の過程と呼んでおりますけれども、これらを総称して小中連携と定義しております。この中で教育課程の連携を行うものを「小中連携教育」といい、複数の教科あるいは全教科において義務教育9年間の一貫教育カリキュラムが作成している場合を「小中一貫教育」、それが実施されている学校を「小中一貫教育校」という形で、考え方、理念をまずこのページで整理をしているものでございます。

施設的には、一体化・共同利用の場合を「施設一体型一貫校」、分離されている場合を「施設分離型連携校」という形で、教育カリキュラムの内容と施設のあり方の2面から考え方を整理しております。

次に10ページから12ページをお開きいただきたいと思います。これらの全体的な今回の調査結果の概要という形で網羅した部分でございます。

まず①先進自治体における小中一貫教育の実施事例ということで、独自のカリキュラムを実施する場合におきましては、文部科学省の研究開発学校あるいは構造改革特区の認定によりできるということになります。導入の目的につきましては多くの先行自治体は「中一ギャップ」の解消、それから児童生徒の心身の発達状況の変化への適合が挙げられておりますけれども、副次的な効果として、公立小学校から公立中学校への進学率が上昇しているという結果があらわれております。

次に、小中一貫のカリキュラムの中身なのですが、6－3制にかわるカリキュラムということで、多くは4－3－2制をとっているところが多くありました。また5－4制という二つの区分、あるいは5－2－2制というまた三つの区分で、それぞれ多様な考え方を導入していることがわかりました。しかしながら、どのような例を見ても小学校の6学年目と中学校1年、つまり一貫からいえば7学年目、これを同一の区分、同一の段階とするところ、6年生と中学1年生のその部分の一貫連携ということが、小中一貫教育の共通点ということで挙げられておりました。

それから、通常の教育のカリキュラムの強化を図るものということで、英語とか数学あるいは国語、こういう部分の学力という点からの強化を図るという部分と、それ以外の、例えば品川区においては市民科とか、奈良市における郷土奈良科みたいなカリキュラムとは別にその教育の中で独自に提供したもの、大体この二つの柱があるということが調査の結果わかっております。

それから、学力向上の一貫ということで、小学校段階で教科担任制を導入しているという例が多くございました。

11ページになりますけれども、③教職員等、人的面の運営と課題ということで、小中学校の教

員の一体化という点につきましては、同一の職員室、同一の施設を利用するということが連携という点では非常に好ましいという見方がありました。この点連携校——分離型よりは一貫校の方が教育効果は高い、利点が大きいという結果が見られました。

それから、小中学校の教員の相互乗り入れ。小学校の先生が中学校の教員免許を持っている、あるいは中学校の先生が小学校の教員免許を持っているという方は、それぞれ兼務発令がありまして、小学校の先生が中学校の教科を教える、あるいは中学校の先生がその教科について小学校で教えるというような兼務発令という形がありました。そのほか、小中連携の担当教員の配置をするなど、それぞれの自治体において先行的な工夫、例が数多く見られたということを整理してございます。

14ページから第2章ということで、先進自治体の実際の事例を細かく分析しております。14ページから17ページにつきましては小中一貫教育の事例ということで、小中連携の実践校として指定された研究開発学校が160校程度ございました。ただ、小中一貫の研究開発学校につきましては、全体の教科のカリキュラムをいじるというよりは、単一教科——英語なら英語だけという形で、単一教科の学力の向上のためのカリキュラムの研究という形で特化されておりました。

構造改革特区における事例につきましては、200を超える特区が規定されておりましたけれども、独自の小中一貫カリキュラムや6－3制の弾力的な運用など、現行制度の改変・改革が行われている例が多くございました。

それから構造改革特区による特例措置ということで、自治体独自のカリキュラムの編成、それから、区市町村独自の負担による教員の採用、中学校の教科書を小学校で先に配布するという教科書の早期給与特例事業の3点が特例ということになっています。

2. 地域における公立小学校から公立中学校への進学率。これは28ページ以降の記載になっております。特に29ページでは品川区の細かい数字が載っておりますけれども、従来の公立中学校にはない新しい教育課程を明確にしているということで、結果的に中学校の進学率が上昇しているという点がございました。

品川区の例では、小中学校入学時、つまり1年生と7年生の入学希望者は年々増加傾向にあるということが公表されております。一貫校開設当時と比べれば倍近くになっているということがありました。

それから30ページになりますけれども、保護者が小中一貫教育に期待するものというアンケート調査がありました。これは品川区の日野学園のヒアリングの一つの結果です。小学校、中学校それぞれで保護者が期待するものは違っております。小学校では基礎学力、英語教育、いじめのない環境というのが1位2位3位に挙げられております。一方、中学校では小学校で3位になっているいじめのない環境というのが1位で、基礎学力——小学校1位が3位という形で入れかわっているという例がございました。保護者が期待する中身は若干違っておりました。

それから、三鷹市の例が後段にございます。公立中学校の進学率が70%ということで10%上昇している例がありました。施設分離型のケースを見ても3～4%程度上昇しているというのが三鷹市の例で見られました。

32ページからは第3章ということで、このカリキュラムに関する具体的な調査をしたものでご

ざいます。義務教育9年間を見通した6－3制の見直しということで、さまざまなパターンがございました。第6学年と第7学年を中心に、その前後の学年をどうするかということで区切りのパターンというのが違ってくるということで、調査の中身では4－3－2制がもっとも多くございました。

特区以外という形で6－3制の見直しを行っているという例も多くございましたけれども、これは小学校6年間と中学校3年間という制度そのものの改革ではなくて、教育課程上の区分の見直しにとどまる内容でございました。

35ページでは、4－3－2制において自治体の制度変更の理由というか特記事項ということで、比較ができるものということで品川区、足立区、京都市という形で、それぞれの制度を導入した目的、どういうものを導入しているかということで、特区部分では品川区は市民科、京都市では英語科とか論理的読解力など新たに導入している例がございました。また37ページは特区以外の例ということで、4－3－2制をとった場合の京都府宇治市、広島県呉市のそれぞれの特記事項、制度変更理由を記載しております。

それから41ページに有識者の意見というのがございます。これはいくつかあるのですが、京都教育大学の堀内教授という方の意見ということで6点掲載をしてございます。まず、小中一貫を進めるためにはカリキュラムをどのようにするのか。子どもの学習手段をどう組んでいくのか。小中文化の違いの中で教員組織をどうしていくのか。学校運営組織、特に公務分掌をどうしていくのか。あと校舎、関係団体、地域を含めた融合という6点が挙げられておりました。また、6－3制の見直しにあたっては、学校教職員側の部分と児童生徒側の部分にそれぞれメリット・デメリットがございます。これにつきましては45ページの方で3段階、2段階モデル等につきましてメリット・デメリットを挙げておりますけれども、おおむねデメリットにつきましては現状指摘はないということが伺われております。メリットにつきましても現状ない部分もございますけれども、おおむね先ほど申し上げたとおり「中一ギャップ」の解消等々メリットはあると調査結果では浮き彫りになっております。

それから学級担任制・教科担任制の融合したカリキュラムを通じた学力の向上策の検討ということが46ページ以降でございます。このページでは小学校でどの程度教科担任制を導入するかということがポイントになっております。ほぼ全教科で導入している事例は品川区だけでした。一部で教科担任政を導入している例としては、都内では三鷹市があります。また、こういったことを導入する中で負担の軽減や専門性、単独指導か協力指導か等で教科担任制にもさまざまな分類があるということが47ページで記載しております。

小学校段階における学級担任制と教科担任制につきましても、学校・教職員側と児童・生徒側におけるそれぞれメリット・デメリットがあります。これにつきましては49ページでそれを比較する形でそれぞれの面からのメリット・デメリットを記載しております。

カリキュラムを通じた学力向上策につきましては英語・数学・理科の3教科に注力している例が圧倒的に多く、それ以外につきましてはキャリア教育とか生きる力の育成、情報教育などそれぞれの自治体によって、どういう教育をしたいかという考え方に基づいた工夫が多く見られております。

58ページからは第4章ということで、施設・整備面の調査ということで一体型、施設分離型等につきましての施設面からの整備のあり方を検討した部分でございます。基本的に施設分離型連携校の方が学校間を移動するという時間的なロス、コストがかかるものの方が比較的容易にできるというメリットがございます。一方、施設一体型一貫校は施設の一帯のみならず学校運営面、いわゆる校務分掌等を含めた学校運営面の連携を図るということも必要になります。しかしながら、こちらの方が成果を上げるためには効果的である、有効であるという考え方が示されております。また、児童・生徒の使い勝手に校舎を工夫していると、いわゆる出入り口、昇降口等につきましてそれぞれ1・2年生、3・4年生で出入り口を分けていただく形の校舎も伺えますので、かなり創意工夫が見られるなと思っております。

62ページでは日野学園、63ページでは日向市の平山中学校の校舎の配置図というのを資料にしております。また、65ページでは京都御池中学校の教室の配置図がございます。

66ページは第5章ということで、教職員等、人的面の課題及び運営に関する課題の調査ということで、まず1点目は職員管理という点でございます。施設一体型では同一の職員室等になることから相互的な融和が進む、理解が進むということが指摘されております。これにつきましては一貫校の校長にこの管理が一任されているというのがございます。一方、施設分離型ではそれぞれの小中学校に校長が配置されることから継続的かつ常時の連携に工夫が必要だと思っております。また、共通課題ということで職員管理につきましては小一貫教育に理解がある、あるいは経験を積んだ教員が一定の年齢を過ぎるとその自治体外に移動するということがありますので、いわゆる教員の人事権の問題が絡んでくるという課題があります。

職員配置につきましては、小学校における教科担任制ということで中学校教員の導入など小中学校の教職員の相互乗り入れ、あるいは兼務発令の範囲などに課題が若干残ります。これらにつきましては施設一体型と分離型において特段差異はありませんでした。

それから3点目は教員に関する意識改革の取り組みが必要だと、これにつきましては75ページに記載してございます。兼務発令を出すということで当事者意識を持たせている例も多くあります。また、小中学校合同の研修会の実施、あるいは研修の場を通じた連携と交流の促進、一貫校・連携校の学園化による意識の一体化など、それぞれの取り組みが見られています。

その他、これは75ページにございます。課題ということで学指導要領より前倒しの教育内容となっている例が圧倒的に多いということで、中学校1年生で転入してくる場合の生徒への対応、既に小学校6年生で中学校1年生の勉強をやっているわけですから、その対応につきまして補習などを実施している例が数多くございました。また、入学式、卒業式は理想的にはやらないというのが理念なのですが、多くの学校はまだそこまで行っていないくて、品川区も含めて実際は1年生と7年生で入学式、あるいは6年生と9年生で卒業式を行っているという例がほとんどございました。

78ページ以降でして、参考資料ということで実際に品川区の教育委員会等でヒアリングをした個別の内容につきまして細かく整理をしてございます。これらにつきましては、ここでも整理をしてございますけれども、97ページから別表ということで横書きの一覧表という形で、品川区教育委員会と品川区日野学園、京都市教育委員会、京都市御池中学校、三鷹市教育委員会、それぞれ5

カ所にヒアリングをした細かいところの比較ができるように、この一覧表で表記しているものでございます。

以上、雑駁でございますけれども、小中一貫校教育報告書の中身でございます。これにつきましては先行して自治体の例を分析・調査したものでございます。

最後になります。小中一貫校を設置した場合の学校の設置条例の比較でございます。これにつきましては、一貫教育を行ったからといって学校の設置条例が変わるものではございません。やはり小学校は小学校としてある、中学校は中学校としてあるということで、教育カリキュラム上中身が連携しているということで設置条例上、小中学校はそれぞれ残ります。以上でございます。

○小島委員 ただいま小中一貫教育に関しての調査の概要を参事からご報告、ご説明いただきましたが、小中一貫校に関しては当教育委員会でも従前から折に触れて話し合い、意見交換をしてきました。全体的な調査結果が発表されるのは今回が初めてですが、その内容は多岐にわたってかつ詳細です。調査報告書に対する概要版をいただいたわけですが、もう少し詳しい概要版がつくられる可能性はありますか。もう少しまとまった概要版があるとさらにわかりやすいと思うのですが。

○教育施策担当課長事務取扱 参事 今後の教育委員会の資料ということで調整をさせていただきます。

○小島委員 用語の定義から始まって、多岐にわたってご説明をいただいたわけですが、一番大事な点としては9年間のカリキュラムをどうするかという点での小中一貫教育ですか。そうすると当委員会としては小中一貫教育、小中一貫教育校というのが重要になるのですか。

○教育施策担当課長事務取扱 参事 小中一貫校を今後検討していただく、新しい施設というのはあくまでも追っかけでも十分できますので、まずは現行の指導要領に基づく教育課程と、いわゆる特例的に港区の独自の教育カリキュラムの差異、これをどう明確にして整理するかというのがポイントになろうかと思います。また、今日も実はこれをもとにして大きく13ぐらいの課題が抽出できるのかなと思っております。言ってみれば全体像に関する課題。教育の改革に関する課題。人的あるいは組織的に関する課題に大きく分けられると思うのですが、その中で教育改革に関する課題ということで言えば、現行の6-3制に変わるものとしてどのようなメリットというか、遡及力があるような教育カリキュラムができるかということが一番のポイントかと思っております。それについては、特に6-3制をいじって4-3-2制とか、あるいは5-2-2制、5-4制みたいなことをやったときに、まず出口がどうなるかという……が。9年間終わったときにどのレベルまで学力が上がるかとか、どのレベルまで生きる力とか必要なものが提供できて、習得ができるのかということを論理的に説明するというのが一番の差異だと思っております。

○小島委員 それでは、差異のご説明、ご報告に対して何かご質問ございますでしょうか。

今のご説明ですと教育課程をいじる場合には研究開発学校になるか、あるいは構造改革特区、どちらかの認定というのですか、認可を取る必要があるのですか。

○教育施策担当課長事務取扱 参事 この調査は今年4月から始めて10月で終了したこの部分での過去をさかのぼったという形でやっておりますので、今のとおり研究開発学校か構造改革特区になるのですけれども、実は構造改革特区の申請につきましては、一応本年3月末で特区でなくなっ

てしまう。その特区につきましては新しい制度に組み変わるという形で文科省の方で整備をしました。実は教育課程特例校制度という新しい制度が4月以降に提案といいますか軽く示されて、この10月になってやっと文科省の方から教育課程特例校の指定にかかわる申請の手続がやっと示されたということでございますので、今後は構造改革特区にかえて教育課程特例校の申請という形が必要になると思います。これにつきましては今の情報ですけれども、年2回受け付けるということで、毎年5月と11月に受け付けて、そこで認定を受けられれば翌年度4月から小中一貫校ということになりますので、やるといってもこういうスケジュールを踏まえて整備をしていく必要があろうと思っています。

○小島委員 今までの構造改革特区よりは認められやすいのでしょうか、感じとしては。

○教育施策担当課長事務取扱 参事 構造改革特区は国の方の申請でしたけれども、この教育課程特例校につきましては文部科学大臣への申請になりますので、いわゆる研究開発学校と同じ庶務権限といいますか、レベルになりますので得やすいという感じは持っております。

○小島委員 この概要版に従ってお聞きますが、順不同になってしまうのですけれども、小中一貫教育の調査結果の概要のところで、導入目的で中一ギャップの解消、それから児童生徒の心身の発達状況の変化への適合ということになっているのですが、中一ギャップとは、前に小一プロブレムというのが、幼稚園から小学校1年に入ったときに小一プロブレムという問題があったのですが、中一ギャップというのも今かなりあるのですか。

○指導室長 言葉としてはもちろんオーソライズされていない、文科省もそうなのですが、小一プロブレムと同様に、当時平成11～12年ごろからこれに目をつけて対応している区もございまして、小学校6年生と中学校1年生の学習指導、授業形態が変わるといふ、担任制から教科担任制に変わるといふところで、子どもたちが不適応を起こすという状況で中一ギャップと使っているところはございますが、まだ公な言葉としては使っていません。もちろん小一プロブレムも正式には使っていないので、「いわゆる」という言葉を使って、「いわゆる小一プロブレム」という使い方をしています。

なお、中一ギャップについてもまだそこまで同様に言葉としては……。ただ感覚的には皆さんどこでもわかっている。

○小島委員 先ほどの参事のご説明で、第6学年と第7学年はどの分類の仕方でも一緒になると。というのは、中一ギャップを意識してそういう分類になっているのでしょうか。

○指導室長 二つ考え方があると思います。どこでもこの6年生、7年生を一緒にしているということですので、子どもの発達の段階からその教授法が変わらないように6から7というところと、もう一つは4年生のところの境を、いわゆる学力の境をどのようにとらえるかによって前年の7年間を3・4・2にするか、4・3・2にするか、それから5・6年生を分けると小学校側がつかいと、つまり5年生以上を持っていってしまうのはつかいということ、5・4という発想が出てきているわけです。4年生だけでは小学校の前期の部分がどうもできないということで、5を前段階にくっつけて5・4という発想が出てきている。いずれにしても6年生、7年生はくっついているということ、いわゆる中一ギャップというのを防ぐ。

ただ、中一ギャップのために不登校になっているということは、明らかに調査結果があるわけではないのです。それも一応申し添えておきます。

○小島委員 港区の現状では中一ギャップというのは何か今問題にはなっているのですか。

○指導室長 港区の場合は特例ですのでかなり……。不登校だけでいいますと、小学校から継続している例は1割しか人数的にはおりません。ですから、そういう意味では中学校に行ってもかなり環境が変わってというのはあるかもしれません。

○小島委員 導入目的で心身の発達状況の変化への適合となっているのですけれども、6－3制ができたのが戦後のすぐで、その時点と比べて生徒の心身の発達状況、その他環境等の変化そういうものも導入目的になっているということでしょうか。

○教育施策担当課長事務取扱 参事 ご指摘のとおりだと思います。特に学力の差異、いわゆる情報化が進んでおりますので、そういう部分での社会と接触するチャンスがふえておりますので、そういうものへの対応ということで学力以外に各自治体、特に生きる力とかというのが、導入してもそういうことだと……。あります。

○小島委員 導入目的の一つとして子どもたちの生きる力をさらに高めるためにはこの制度がいいのだということでしょうか。

○教育施策担当課長事務取扱 参事 小中一貫校の特例のカリキュラムというのは、通常の学習指導要領を越えて自由につくれますので、学力プラスアルファの部分、そのアルファの部分でそういう各区で子どもたちに学んでほしいもの、そういう部分としてはやはりご指摘のとおりだと思っております。

○小島委員 基礎学力、学習面、学力向上にどのように役に立つのでしょうか、この制度は。

○教育施策担当課長事務取扱 参事 各自治体ともやはり学力に力を入れているということは間違いございません。結果的に進学率が高くなっているとか学力向上が伺えるという場合、導入目的が中一ギャップだとしても、それを解消する一つの方法としては学力の重視ということもあると伺える中身だと思います。

○小島委員 ほかにいじめのない環境について保護者が期待しているというのですが、一貫校といじめとはどのような関係があるのですか。

○教育施策担当課長事務取扱 参事 都心の例と地方の例というのは若干違っている部分がありました。地方の例ではやはり統廃合という部分で生徒が少なくなってしまう。そのあたりから9年間でクラスが変わらないということがありますので、そういった部分ではいじめとかそういう面もあるかもしれない。

○小島委員 私の方から概括的に質問したのですが、ご質問ございましたらお願いします。

○南條委員 膨大な議論調査報告書をゆっくり読ませていただけて……

○小島委員 やはりもう少し詳しい概要版が欲しいですね。

○南條委員 それと、現場の先生たちのいろいろなお話を今まで聞いていて、これと合点するといえますか、そういう部分も往々にしてありますので、そこら辺も自分なりにもう少し読ませていただきたいなと思っています。

○小島委員 区の費用的な負担ですけれども、小中一貫でいろいろな形態があるわけですが、理想的な小中一貫校を目指した場合には相当の費用がかかるのですか。

○教育施策担当課長事務取扱 参事 前回の教育委員会でご報告した朝日地区、朝日中学校と神応小学校、三光小学校が3校一緒になった小中一貫校を開設するご質問がございました。そのご報告をさせていただきましたけれども、こういった場合、新たに一貫校を導入できるような校舎を改築・新築してということになりますと何十億というまず設備のお金がかかります。

○小島委員 施設としてはそうなんです、必要な先生を手配する点からは……

○教育施策担当課長事務取扱 参事 一般的にはそんなに多く費用がかかるということは、まだそこまで判断できません。ただ一つ、カリキュラムの特徴ですという意味で、連携をしたときに独自の教員の採用というものも多く自治体に見られますので、そういったところにつきましては、人件費的にはとりあえず教員の数という点におきましては、港区は独自でという部分も今後は十分検討すべきかと思っておりますので、その部分では費用はかかるかもしれません。

○小島委員 議論が少々先走りですが、独自に採用した先生は小中一貫校専属の先生になるんですか、ほかの学校への転勤ということもあるのでしょうか。

○教育施策担当課長事務取扱 参事 基本的に港区で今後展開する場合、1校で一貫校ということではないと思いますので、一貫校を複数でやればその中での異動ということはあると思いますけれども、ただ9年間同じ先生がいることで生徒・児童との信頼関係とか指導面で効果があるという点がありますので、現在の異動の内容と比べると割と長期にわたって一つの学校に勤務するという例が多いかなと思います。

○小島委員 区市町村を越えて異動するのは云々というのがどこかにあったと思いますが、区で採用する先生にはないわけですね。

○教育長 地方と東京都、それから政令指定都市とは違います。京都市のことがここにも載っていましたが、京都市は政令指定都市なので政令指定都市として採用しているわけです。人事権を持っていますから。でも、ほかの地方都市は県が東京都と同じように持っているのですけれども、市同士の異動というのはそれほど東京都のように、区同士あるいは区と市のような異動は少ないのです、基本は。ですから、同じ市の中での異動は本当に多いわけですので、だいぶ違う。それはなぜかという面積も広いですから、地方都市の場合は。そういう意味で同じ市の中で異動するということの方が多いんです。ですから、東京都とほかの都市とはそういう面で大きく違うということ念頭に入れながら、独自教員の採用を考えていく必要があるだろうと思います。

○南條委員 ここには出ていないんですが、私の耳に入っていないかもしれません。部活なんです。部活のこれに伴うときに体力差ですとかいろいろとありますよね。そこら辺はどのように。例えばスポーツクラブ等に関しまして、縦割りですとやるとなるとかなりの差が……

○教育長 この報告書ですとそこは詳しくないのですが、当然ながら小中一貫校となれば、しかもその組み分けが中1と小6が一緒になるという状況になると、部活は中学生部分だけではなくて、当然小学生部分からも一緒に入って同じ部活をやっていく。こういうことは十分考えられるし、今でもうちの区ではそういうことを試行的にやっている小中学校があるのです。つまり、小学

校6年生が体験入部という形の中で1日2日ではなくて、体験入部というのは大体1日ぐらいでこの部活に入ろうかなというのが体験入部なのですけれども、そうではなくてもっと期間を長くして体験していくということをやっているところがあるんです。それが今度は一貫校の場合は一緒にやろうではないかと、こういうことも可能だと思います。

○南條委員 それを指導する先生も大変ですよ。その反面大変な部分もありますよね。

○教育長 そのかわり逆に小学校の教員が中学校の部活の面倒を見れる。中学校の先生だけが見るのではなくて小学校の先生でもそういういろいろな才能や能力を持っている人はいますから、その人たちが部活の方に手助けできるというメリットがあります。

この問題については、これからのこの報告書を我々も勉強しながら、また議論をずっと引き続いてしていければと思います。

○小島委員 メリットの中で公立中学校の進学率が一体型で10ポイントぐらい、施設分離型で3～4ポイントぐらい上昇しているということなんですけれども、やはりそれだけ学力に対する期待なんですか、この進学率が向上しているということは。

○教育施策担当課長事務取扱 参事 基本的には明確な教育課程と独自性を打ち出している点が保護者の理解を呼んでいると思います。ただ、今委員長がおっしゃった10%というのは品川区の例なのですが、まだ導入してから3年目ぐらいですので、本来この評価が出るのは9年後、他市あわせても。にもかかわらずそういう傾向があるということはやはりカリキュラムの魅力という点が小中一貫の評価の一番のポイントだとなります。

○教育長 この概要版でいくと、三鷹市の例ですが挙がっています。私は信頼感だと思います。まだ成果として学力が向上したとか、その教育を受けたからこうなったとか、だから行こうということではなくて、小中一貫校あるいは連携校でこういうことを行いますということが明確に示すことが区民にできた。だからこそ区民の方がこれは期待が持てるのではないかとという信頼感を持つ。そっちだと思うんです。結果については本当にまだまだ後だろうし、でも信頼感を互いに増した中で教育をすれば、子どもにとっては非常に有効な教育になるのではないかと思います。

○小島委員 デメリットの件なのですが、先ほどのお話で、いじめについてのデメリットは現状指摘なしというお話があったと思うのですが、そのほかのところでデメリットを書いた部分がなかったのですけれども、考えられるデメリットというのはどのようなことがありますか。

○教育施策担当課長事務取扱 参事 メリット・デメリットにつきましては、いわゆる6－3制の見直しのパターンと学級担任制・教科担任制の部分で二つあると思います。本報告書の中では45ページと49ページの部分に掲載があります。45ページの方はカリキュラムの見直しで3段階、2段階モデルそれぞれメリット・デメリットありますけれども、おおむねメリットとしては不登校や長期欠席児童が減少する。あるいは少子化の状況の中では最小限のことで実現ができる等ございます。それから小4の壁といわれている、これも「いわゆる」ということでしょうけれども、10歳前後の急激な脳の発達に応じた教育カリキュラムが可能である。あるいは小学校6年生や中学1年生に数の急激な変化の対応ということがメリットとして挙げられております。

デメリットとしてはそれぞれ中学校は施設の問題、それから小学校の6年生は最高学年ではなく

なる、7年生8年生になる。そういう意識の統一がどうなのかということで区切りがつかないという点が、心理的なデメリットとして挙げられております。

○小島委員 区全体が小中一貫校になるんだったら別なんでしょうけれども、いくつかの学校で小中一貫校を採用した場合、他の採用しない公立小中学校に対する影響はどのようなのでしょうか。

○教育施策担当課長事務取扱 参事 まだ想定の部分ですございますけれども、全体として……等で入学率が上がるということは学校選択制をやっておりますので影響はないとはいえないだろうと思っております。ただ、具体的にところではわかりません。

○小島委員 公立の進学率が上がったという点に関して、例えば一貫校でどのように基礎学力が向上したのか、あるいはいじめの問題でもどのようによい結果がでているのか、これらの点から何も私立に行くことはないのではないか、公立に進学しようというのであれば非常にいいのですが。一貫校で進学率が上昇しても、周りの公立の進学率が落ちたということになるとまた厳しい面が出てくるので、そこら辺も設置する場合には十分注意しながらやらなくてはいけない。これは先の問題ですが十分配慮しなくてはいけないという気がするのです。

そこら辺、指導室長何かありますでしょうか。

○指導室長 まだできてもない状況ですので、想定はしておかないといけないと思うのですが、出口のところの魅力を小中一貫校ではやはりカリキュラム的にはつけるということ。これは当然なんですから、それを受けて周りの中学校が、例えばそれがカリキュラム的なことだったらそれを全区に広げていけばいいし、それからその学校でできる範囲の中だったらやればいいし、先ほど文部科学省の認定といいますか許可がなくても、今度の学習指導要領ではカリキュラムを越えてできるんです。できるんですが全くその学年でやらないということではできないというだけであって、児童・生徒の負担にならない程度にカリキュラムを越えてやることはできる。最終的に小中、中学校が特にですけれども、今のお話ですと、41ページあるようななどのような、通常中学校とどのようなカリキュラムを組んでいこうか、そしてどのような子どもの学習手段を組んでいこうか、ここに尽きていくと思うわけです。それをやりやすくしているのが小中一貫校であると考えていけば、通常のところよりもできるカリキュラムの範囲は広がるのではないかなと考えています。

○小島委員 そういう点でやれば周りの学校でも十分対応できる。

○指導室長 同じようにできてしまったら小中一貫校はいらなくなってしまう。出口の部分をもどのように子どもの一人ひとりに応じて保証していくかということだと思います。

○教育長 小中一貫校を、前回報告があったような朝日地区のような形にするということは現実的には無理なわけですね。つまり何校も一緒にしていこうなんていうことは現実的にはなかなか難しい。距離の問題もあるし、さまざまな立地条件も、歴史も伝統もそれぞれ違うので、それは難しい。しかし、小中一貫校のメリットというものは何だというふうに突き詰めたときに、それは分離型ではできないのかということを考えたときに、分離型でもあるいは小学校と中学校と分かれていても、例えば教科担任制度は分かれていても小学校の高学年の部分については教科担任制度のメリットがあるのであればそれは全校に導入するべきだという議論になるわけです。ですから、何もしないというわけにはいかないわけで、一貫校の教育のメリットがあるのであればそのメリットの中

のできる部分はほかの学校でもきちんとやっていくということはしていかなければならない。それは教育委員会として、港区全体の教育環境の整備というのを担っているわけですから、そこら辺を十分考慮して行う必要があると思います。

○小島委員 小中一貫校の一部だけではなく、港区の全体の小中学校のレベルが上がるということを考えないといけない。今の教育長のお話でよくわかりました。

ほかに何かご質問ございますでしょうか。

それでは、この件は非常に大事なので、またこれからも教育委員会として勉強していきたいと思っていますので、本日のところはこの程度でよろしゅうございますか。

2 学校給食費について

○小島委員 それでは続きまして、学校給食費について、学務課長、お願いします。

○学務課長 資料ナンバー2をご覧いただきたいと思います。昨年度平成19年度の学校給食費の未納状況の内訳でございます。これは学校給食費というのは私費会計でやっていますので、学校単位に会計をつくって行っております。その昨年度分の決算の数字となります。

表をご覧いただきたいと思います。1番として学校給食費総額、一体いくら保護者から学校給食費として負担をお願いしているかという部分でございます。小学校が2億7,000万円、中学校が9,800万円、合計で3億7,000万円が保護者負担の総額という形になっております。そのうち未納額という形で1の①で掲げております。全体として82万8,937円が未納という形で、金額に占める割合が0.2%となっております。

昨年度の18年度決算と比較しますと、昨年度140万円程度ございましたので、かなりの減少、学校の方が一生懸命頑張って集めている状況でございます。

2としては児童・生徒数の状況になっておりますが、これは3月1日現在の数字でございます。20年3月1日現在の児童生徒数で、そのうち未納の生徒数という形で計上しております。合計、小中合わせまして40人となっております、全小中学生に占める割合としては0.5%の人数ということです。

3としては学校数でございます。小学校は19校ございますので未納があった学校が8校、中学校は10校中6校が未納があるということで、合計で14校が未納がある学校です。学校数に占める割合としましては48.3%というふうな状況になっております。以上です。

○小島委員 ただいまの説明に対してご質問ありますか。

給食費はこの数年だいたい新聞報道もされてなかなかホットな問題なんですが、だいたい各学校頑張っていて、年々未納の額及び人数は減ってきているようですね。

○学務課長 人数も年々減って、ここ2～3年では減っておりますし、金額についても減っております。各学校とも給食費の徴収ということで、昨今物価が少し上がってきていますので、それもあるということもありますが一生懸命取り組んでおります。

○小島委員 未納の人が多いと給食の質が落ちざるを得ない面があるので、これはなんとか各学校に頑張っていて、極力少なくしていただき、今後も頑張っていていただきたいと。

これと関係ないのですが、最近食材その他が値上がりしていますが、そこら辺の手当てはどのようなことを。

○学務課長 港区では安全・安心の食材を購入していこうということで、お米については減農薬のお米を給食で出す半分、購入を公費で行っておりますし、野菜につきましても公費で有機野菜とか減農薬の野菜を使っていこうということで、現在1食大体21円～25円の範囲で公費負担を入れておりますので、現行実施しているものに加えて、公費を追加的に支払っていることはありません。

○教育長 合計いくらくらいになるのですか。

○学務課長 今、合計3,200万円です。

○教育長 1割弱ですね、今の状況で。ですから、これに3,200万円を入れると4億、総額にすると4億円を超えると。他区では食材費が上がったということで、年度途中で給食費を上げざるを得ないといって新聞報道もありましたけれども、上げたところの場合は1割弱、そういう意味では公費を負担しているので、その分で何とかやっている、こういう状況。しかし40人で82万円ですから、一人頭2万円を超える未納状況ということになっているわけで、かなりその人が毎月納めていない人が、親がいると。子どもは納めないの、これは親ですから。この辺のあれはしっかりとしていく必要があるし、未納がなかった学校も15校あるわけですので、その辺の状況を学務課の方でも未納があった方に、未納がない学校の取組状況をしっかり説明してあげて、勉強してもらうということをお願いをします。

○小島委員 ほかに何かご質問ございますか。

○半田委員 今食材は本当に高くてバターとかいろいろなものが目に見えて高いのですが、このままの金額で大丈夫なのかしらと漠然と思うのです、給食費が。例えばそこでお金が変わらないということで質が少し悪くなったりとか、そうなるのではないかと一般的には心配があるのですが、その辺はどうでしょうか。

○学務課長 食材費が高騰していますので、現在学務課の方で来年度の給食費について算定をしている段階です。12月ごろを目途に来年度の給食費についてどのように取り扱っていくかということについては、またこの委員会の中でも議論をいただきたいと思っております。

○小島委員 若干の値上げが予想されるということでしょうか。

○学務課長 今、小中学校で教育課程の方の見直しをしておりますので、その関係で給食回数もあわせて見直しをせざるを得ない状況になっておりますので、そこら辺も含めて今検討中でございます。

○小島委員 給食費の改定はどのようなところで、手続的にはどうするのですか。

○学務課長 私費会計ですので、教育委員会の中でご報告した後、議会にご報告し、あと学校の方に保護者周知を図っていくことになると思います。

「閉 会」

○小島委員 それでは、この学校給食費についてはこの程度にして、本日予定した案件はこれで全て終わったわけですがけれども、ほかに何かありますか。

なければこれをもって閉会といたします。次回は平成20年11月11日火曜日午前10時から
の予定ですので、よろしくお願いします。どうもありがとうございました。

(午前11時36分)

会議録署名人

港区教育委員会委員長 澤 孝一郎

港区教育委員会委員 南條 弘至